

医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守
業務委託に係る要求水準書

令和6年5月

姫路市

1 業務名

医務薬務業務システム 構築・導入及び運用保守業務委託

2 委託の目的

本市では、医務行政（医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、並びに臨床検査技師法に関する届出及び許可）においては、許可申請及び届出、台帳管理、立入検査及び相談記録の管理等を、現在それぞれExcelにより管理しているが、別々の台帳で管理しており一元的な管理が必要である。

また、薬務行政（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法に関する届出及び許可申請入力及び許可証の発行等）に関し、薬局等の台帳管理や許可証の発行等一連の作業を実施するシステムをAccessにて構築しているが、令和7年度に現行システムのサポートの終了に伴い、新たなシステムの構築・導入が必要となっている。また、法令改正のたびにシステム改修が必要となることから、費用及び職員の負担軽減を図る必要がある。

このため、医務及び薬務の統合的なパッケージシステムを導入し一体的な運用を図ることで、業務の標準化、事務処理の効率化、法令改正への対応を実現することとしたい。

3 委託契約期間

(1) 構築・導入業務期間（本システム構築・導入業務契約の契約期間）

契約締結日から令和7年2月28日まで（予定）

※ 本市が本システムを利用するに当たり必要となるシステム設計・構築、環境設定、データ移行、運用テスト、操作研修等、保守運用が開始されるまでに実施完了する想定業務をいう。

(2) 運用保守（本システムの契約期間をいう。）

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（予定）

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）に基づく長期継続契約とする予定である。なお、運用に係る事業期間終了後、事業内容を評価した上で、引き続き令和12年3月1日から令和17年2月28日までの長期継続契約を締結する場合がある。

4 本システム化の対象業種及び管理項目

本システムの対象業種及び管理する業務は以下のとおりである。

(1) システム化の対象業種

ア 医務関係

- ・病院許可届出業務（兵庫県への進達）
- ・診療所開設許可業務
- ・歯科診療所開設許可業務
- ・助産所開設許可業務
- ・施術所開設届出業務
- ・歯科技工所開設届出業務
- ・衛生検査所登録業務

イ 薬務関係

- ・薬局開設許可業務
- ・薬局製剤製造販売業許可業務
- ・薬局製剤製造業許可業務
- ・薬局製剤製造販売承認届出業務
- ・医薬品販売業（店舗販売業）許可業務
- ・高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可業務
- ・管理医療機器販売業・賃貸業届出業務
- ・毒物劇物販売業登録業務

(2) 管理項目

- ア 台帳管理：申請、届出、変更、廃止等の情報管理、集計処理等
- イ 監視・立入検査管理：検査表の登録、検査結果入力、情報管理、集計処理等
- ウ 相談・苦情管理：相談・苦情の入力、履歴管理、集計処理等
- エ 各種帳票・印刷管理：各種許可証、台帳、統計表の出力)
- オ その他：権限管理、マスタメンテナンス、バックアップ、ログ管理等の共通業務

※ 「(別紙2) 移行データ一覧」にある項目を管理できること。

※ その他詳細は、「(別紙3) 機能要件一覧」、「(別紙4) 非機能要件一覧」及び「(別紙5) 出力帳票一覧」を参照すること。

(3) 処理の対象となる施設数の目安

- ア 医務施設数 約1,350
- イ 薬務施設数 約2,500

※ これらの数字は参考情報であり全情報量をまとめたものではない。本システムへのデータ移行にかかる工数は、人口規模、及び他自治体における実績等に基づいて試算すること。

5 本システムの稼働条件

(1) 稼働条件

本市が提供する仮想化基盤上へ構築し、本市の庁内ネットワークで接続する Web システムとし、端末への特殊な専用ソフトのインストールを必要としないこと。また、本市が使用する PC 及び複合機を使用できること。なお、本市が使用する PC の主な設定内容は、OS : Windows10 pro(64bit)又は Windows 11 pro(64bit)、Office2019 であるが、Office は最新バージョンに対応でき、Web ブラウザとして最新の Microsoft Edge で利用できること。

また、改修などの業務は、姫路市役所デジタル戦略室の指示する場所からリモートデスクトップ接続により仮想基盤上の仮想サーバを操作することで行う。なお、データ移行業務その他作業方法等の確認が必要となる場合は、デジタル戦略室に確認するものとする。

(2) 利用台数

最大 15 台の端末 (PC) が同時接続した場合でも、入力、照会、印刷等に係るシステムレスポンスが低下しないようにすること。これを踏まえた上で、必要ライセンス数を本調達に見込むこと。

6 本システムの構築・導入業務

医務薬務業務システムの設計・構築、環境設定、稼働のためのテスト、データ移行及び職員研修を本業務の範囲とする。

詳細は、「(別紙4) 非機能要件一覧」を参照すること。

(1) 設計・構築

ア 医務薬務システムを利用可能な状態にセットアップすること。

イ 業務端末から接続できるようネットワーク設定を行うこと。

ウ 本市が仮想化基盤上において提供できるサーバOSはWindows Server 2019 のみであるため、他のサーバOSを使用する場合となる場合は参加者自らが別途、当該サーバOSに係る使用許諾権を構築業務の範囲内で調達し本市に提供すること。なお、データベースなどミドルウェアについても同様とし、かつデータベースにOracle Databaseを採用する場合は当該データベースを稼働させる物理サーバも別途、構築業務の範囲内で調達し本市の指示する環境に設置現調すること。

(2) システム稼働のためのテスト

ア 受託者は、利用する医務薬務システムのテスト及び調整作業を行うものとする。また、テスト実施のための環境整備を行うこと。

イ 今後の対象業務の拡大を想定し、この調達にかかるソフトウェアについては、利用者数の増加に応じてユーザライセンスが新たに生じないものとする。

(3) データ移行

ア 本市が保有しているデータを本システムに移行すること。

イ データ移行に関する詳細な打合せを行い実施すること。

ウ 移行対象のデータについては、「(別紙2) 移行データ一覧」を参照すること。

エ 取り込めないデータがある場合は、別途打合せとする。

(4) 職員研修

本システムの稼働後に円滑に業務を遂行するためには、事前に職員に対する操作研修が必要である。このため、本システムの稼働前にシステム利用者向け研修、システム管理者向け研修を行うこと。

(5) 作業スケジュール

受託者と協議して決定するが、遅くとも令和6年1月末までにセットアップ、各種テスト、データ移行の検証が完了できるようにすること。また、職員研修を遅くとも令和6年2月初旬までに実施すること。

7 本システムの機能要件

本システムの機能要件は「(別紙3) 機能要件一覧」のとおりとする。

医務薬務業務の範囲で提案者のシステムが標準で有する機能については、機能要件に無いものも使用できるものとする。

8 本システムの非機能要件

本システムの非機能要件は「(別紙4) 非機能要件一覧」のとおりとする。

9 本システムの帳票要件

本システムの帳票要件は「(別紙5) 出力帳票要件一覧」のとおりとする。

10 本システム運用保守要件

(1) 運用保守

本システムの運用保守については、以下のとおりとすること。

ア 本システムの運用保守を行うこと。

イ 本システムのバージョンアップ等の運用保守作業は、本市の業務処理運用に支障のないよう実施すること。

ウ 運用保守の作業状況の定期報告を実施すること。

エ その他詳細は、「(別紙4) 非機能要件一覧」を参照すること。

(2) 問い合わせ対応

障害等緊急時や異常時の連絡、利用者からの問い合わせ等の受付窓口を設け、必要な対応を行うこと。

11 業務体制

業務担当者の選任等については、以下のとおりとすること。

(1) 受託者は、業務担当者を定め、市に文書で通知するものとする。

(2) 業務担当者は、作業要員に対する関係法令の運用について一切の責任を負うものとする。

12 成果物

本システムの構築・導入及び運用保守において想定している成果物は以下のとおりである。なお、契約形態(サービス利用、賃貸借等)により成果物の内容が変わることも考えられることから、必ずしも以下の成果物を全て納品しなければならないものではないが、同様の内容を記載したドキュメント等を納品すること。なお、本要求水準書に定めのない事項については、別途協議する。

(1) 本システムの構築・導入業務にかかる成果物

ア プロジェクト計画書(提出時期: 契約後直ちに)

イ 要件定義書(提出時期: 設計工程終了後直ちに)

ウ システム設計書(提出時期: 設計工程終了後直ちに)

エ テスト報告書(提出時期: テスト終了時)

オ データ移行計画書(提出時期: テスト工程開始時)

カ データ移行テスト報告書(提出時期: 報告書はテスト終了時)

キ 管理者用マニュアル(提出時期: 操作研修開始時)

ク 利用者用マニュアル(提出時期: 操作研修開始時)

ケ 議事録(提出時期: 各会議終了後直ちに)

(2) 本システムの運用保守業務にかかる成果物

ア 運用保守体制図・運用保守手順書(提出時期: 運用保守開始時)

イ 月次利用状況報告書(提出時期: 対象月の翌月10日頃まで)

ウ 議事録（提出時期：各会議終了後直ちに）

13 セキュリティ

- (1) 本システムは姫路市情報セキュリティポリシーに準拠していること。
- (2) 個人情報の取り扱いについて、「（別紙6）個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

14 秘密の保持

- (1) 受託者は姫路市が承認した場合を除き、本業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務に従事する管理担当者及び作業要員、その他の者に対し、上記の義務を遵守させるため万全の措置を講じなければならない。

15 その他

- (1) 本システム導入に必要なハードウェア・ソフトウェアは全て受託者で用意すること（サーバやクラウド費用負担を含む）。
- (2) 本要求水準書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定する。